

土地区画整理法第100条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該通知書の送付に代えて、その内容が京都市下京区川端町16番地(元崇仁小学校 塩小路通)にある掲示板に掲示されています。

平成29年10月10日

京都市長 門川大作

通知を受けるべき者の氏名及び住所	
竹内 八之助	京都市下京区東洞院七条下る東塩小路町

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)